

火災ごみの環境センターでの受入れについて

一宮市環境センター

一宮市内で発生した火災ごみは、ごみ処理手数料（通常 10kg ごとに 200 円）が減免となり、無料で一宮市環境センター等で受け入れることができます。

ただし、搬入手順や分別の徹底など、市の指示を守らない場合は搬入をお断りするほか、指導しても改善されない場合は受入れを打ち切ります。

●対象となるもの

以下のすべてを満たすものが対象となります。

1. 火災により燃えた（変形した）動産、建物であること

動産一品の一部分が燃えた場合は、その一品全体を減免対象としますが、建物の一部が燃えた場合は、燃えた部分のみを減免の対象とし、燃えていない部分は受入れできません。

2. 住居用の動産、建物であること

店舗、工場など事業用建物や事業用動産は、産業廃棄物として許可業者に処理を依頼してください。店舗付住宅の場合は、住宅部分のみ受入れ対象となります。

3. 危険物、処理困難物、資源など、環境センターで処理できないものでないこと（裏面参照）

4. 指示どおりに分別されていること（裏面参照）

上記 1～3 を満たしていても、分別が徹底されていない場合は受入れをお断りします。

●申請方法

り災者様、解体業者様（建物の解体を業者へ依頼する場合）、市職員の三者立会いの上、現地確認および注意事項の説明を行います。その際に減免申請書のご記入、および「り災証明書」（写し可）の提出をお願いします。「り災証明書」のない方は、立会いまでに一宮市消防本部予防課（TEL：0586-72-1280）で交付を受けてください。

●搬入について

1. 搬入可能時間

月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：45～11：30、13：00～16：00

※ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は混雑するため、平日でもお断りします。

※裏面の④番のごみ（光明寺最終処分場行き）のみ、毎週水曜日は搬入できません。

2. 搬入場所

一宮市環境センター（一宮市奥町字六丁山 52 番地、TEL：0586-48-5383）

3. 搬入の手順

ア. 火災ごみを 4 種類に分別（裏面参照）し、中身が分かる状態（フレコンバッグに入れるなど中身が確認できない状態は不可）で、種類別（混載不可）に車に積んでください。

イ. 搬入前に環境センター施設管理課（TEL：0586-48-5383）へ電話し、り災者名とごみの種類（裏面の番号）を伝えてください。電話連絡は搬入時に毎回必要となります。

例「〇〇さん宅の火災ごみの①番を約 30 分後に搬入します」

ウ. 環境センター受付で計量し、受付職員の指示に従い、所定の場所でごみを降ろしてください。なお、④番のごみは、環境センターで受付・計量した後、光明寺最終処分場（一宮市光明寺字寅新田 4 番地 1）に搬入していただきます。

エ. すべての火災ごみの搬入が完了したら、その旨をお知らせください。

4. 搬入車両について

4t 車以下のダンプで搬入してください。その際、車検証を必ずお持ちください。ごみの量が少ない場合、ダンプ以外の車両による搬入を認めることがあります。

なお、希望する場合は、搬入車両として 1 日につき 2t 車 1 台を運転手付きで貸出することができます。貸出期間は一つの火災につき 2 日までで、上記 1 の搬入可能時間内に限ります。また、委託業者との日程調整が必要なほか、火災現場でのごみの分別・積み込みはご自身で行っていただきます。

火災ごみの分別方法、受入れできないもの

●分別方法

以下の4種類に分別して搬入してください。

①可燃ごみ ⇒環境センター内の焼却施設行き

- ・紙類、衣類、ふとん、濡れていない畳
- ・グラスウール、防水シート（2m四方以内に裁断すること）
- ・木くず、枝（燃えた部分のみ）、竹（長さ2m以内に裁断し、壁土とは分離すること）

②可燃ごみ（材木、木製品など） ⇒環境センター内のリサイクルセンター行き

- ・柱など材木類（長さ2m以内、太さ15cm以内に裁断すること。また、ボルトや太い釘は必ず抜いておくこと）
- ・木製の建具、家具類

※破砕機で破砕するため、ボルトなどの金属、竹（柔軟性があるため破砕困難）、こまかな木くずが混入していると機械の故障につながります。

③不燃ごみ ⇒環境センター内のリサイクルセンター行き

- ・電化製品（リサイクル家電を除く）
- ・プラスチック類
- ・鉄くず等金属類（鉄骨は不可）

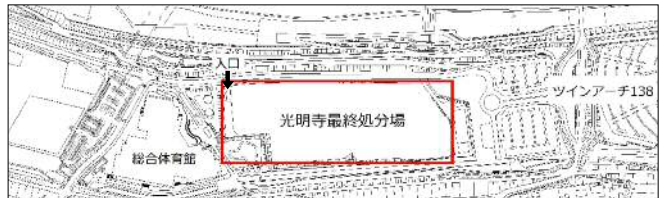
④不燃ごみ（埋立てごみ） ⇒環境センターで受付・計量 ⇒光明寺最終処分場行き

- ・壁土、割れた瓦、灰、サイディング、プラスターボード類
- ・濡れた畳、ガラス類、陶器類

※④のみ、環境センターで受付・計量した後、光明寺最終処分場に搬入していただきます。
なお、毎週水曜日は休場日につき搬入できませんので、ご注意ください。

光明寺最終処分場

一宮市光明寺字寅新田4番地1
TEL：0586-53-2500



●受入れできない物

■燃えていない物

- ・燃えていない（熱により変形していない）動産
※消火活動により濡れてしまった動産でも、燃えていなければ受入不可となります。
- ・建物の燃えていない部分、地下埋設部分、浄化槽、液体、土、庭木（生木）

■リサイクル家電、パソコン

エアコン・室外機、テレビ（液晶・ブラウン管）、冷蔵庫・冷凍庫類、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン

※燃えていてリサイクル困難な場合は③として受入可

■コンクリート類

- ・建物の基礎部分、マンションのコンクリート部分 など

■アスベストが含まれている物

- ・アスベストが含まれている壁材や屋根 など

■危険物および処理困難物

フロンを使用した製品（ウォーターサーバー、除湿器など）、毒物・劇薬・農薬、ガスボンベ類、バッテリー、タイヤ、耐火金庫、ピアノ、農業用機械、自動車、オートバイ、原動機付自転車、消火器、太陽光発電パネル、岩石類 など

問い合わせ先 一宮市環境センター 環境部施設管理課
〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地（TEL：0586-48-5383）